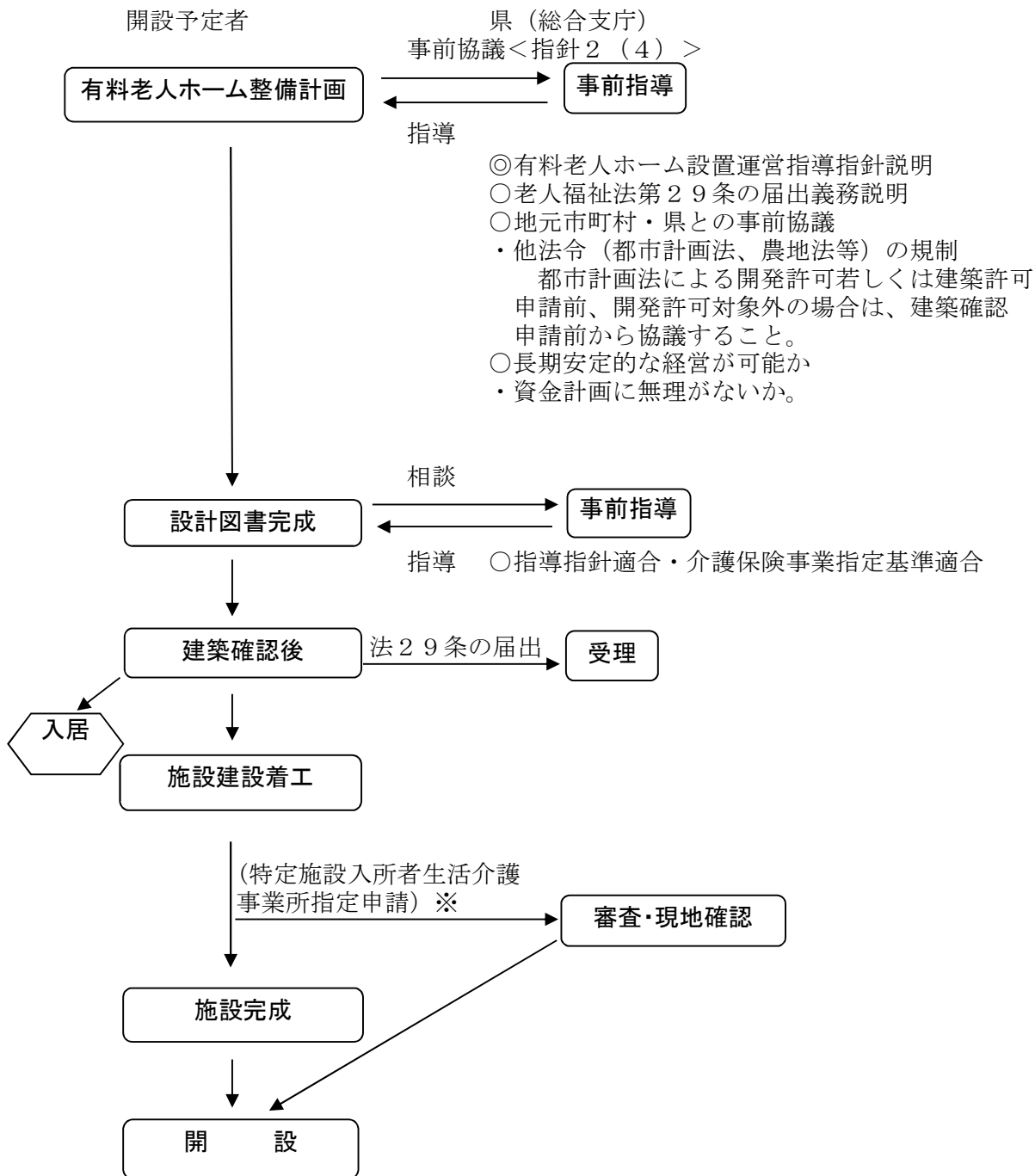


有料老人ホーム開設手続きについて

下記に大まかな流れを記載しますが、「山形県有料老人ホーム設置運営指導指針」においても事前協議（所在市町村及び県総合支庁あて）の様式・添付資料を規定していますが、介護保険法による「特定施設入居者生活介護事業者の指定」を受けようとする場合は特に所在市町村の意向が重要となりますので、正式な協議となる以前でも相談のうえ県及び市町村に対して情報の提供に努めてください。



※開設者が介護保険上の「特定施設入居者生活介護」の事業所指定を予定している場合に必要手続き